



2026年1月30日

各 位

会社名 株式会社ワコム
代表者名 代表取締役社長兼CEO 井出信孝
(コード番号6727 【東証プライム】)
問合せ先 取締役兼 CFO 小島周
電話 03-5337-6502

株式会社リクロスエクスパンションの株式の取得（子会社化）及び それに伴う新たな事業の開始に関するお知らせ

当社は、2026年1月30日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社リクロスエクスパンション（以下「リクロスエクスパンション」といいます）の全株式を取得し（以下「本取引」といいます）、子会社化すること、及びそれに伴い新たな事業を開始することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本取引実施及び新たな事業の開始の理由

当社は、中期経営計画「Wacom Chapter 4」（以下「Chapter 4」）において、当社がこれまで磨き上げてきた各要素技術をさらに高め統合し、新たな「かく」体験を実現する技術革新と共に創を推進しており、そして、「創る（Creation）」「学ぶ／教える（Learning/Teaching）」「はたらく／楽しむ、その先へ（Work/Play & Beyond）」「より人間らしく生きる（Well-being）」といった4つのユースケース領域で「かく」こと全般の『総合的な体験を届ける“道具屋”』へと進化し、各コミュニティのユースケースを深く理解、発掘すべくワコム自身がコミュニティの一部として関係性を育み、共に成長していく姿勢を貫くこととしております。また、当社は、高い専門性と、多様な経験と知見が担保されたスキルマトリックスを有する取締役会によるガバナンスのもと、事業計画の遂行とともに、ユーザー、パートナー、顧客、そしてチームメンバーを含むすべてのコミュニティとともに、測定可能な評価軸のみによらない、持続可能な意味深い成長を探求しています。そのため、当社にとって、コミュニティをベースとした事業展開が Chapter 4における重要な戦略軸のひとつとなっておりました。

一方、リクロスエクスパンションは、創業者である中嶋崇史氏（以下「中嶋氏」といいます）により、2014年4月に設立され、共創型事業というコンセプトを掲げ、地域コミュニティ貢献による共創を基盤に電力及び環境分野でのITシステム及びコンサルティング事業による成長のスパイラルを形成することで、長期的な事業拡大と収益化を図るビジネスモデルを採用してきました。

そこで、当社は、本取引により、リクロスエクスパンションの全株式を取得することで、下記①から③までに記載する各シナジーが見込まれる上、当社がこれまで有していない複合的な事業を展開できるリクロスエクスパンションのキーパーソンが当社に参画することで新たな視点とモチベーションによる当社事業の創造的発展やITリソースの充実が期待できると判断いたしました。なお、中嶋氏は、株式譲渡の実行（予定日：2026年3月31日）により、会社法上の社外取締役の要件を充足しなくなります。これに伴い、同氏は業務執行取締役となる予定です。

- ① リクロスエクスパンションが展開する地域コミュニティ貢献による共創を基盤とする電力及び環境分野でのITシステム及びコンサルティング事業の成長スパイラル形成と当社が取り組んでいるコミュニティをベースとした事業展開との間に高い親和性があり、本取引によって事業基盤、人材リソース、知見を共有することにより、Chapter 4の目標達成の確度をより高めること
- ② リクロスエクスパンションの有する電力及び環境分野でのITシステム及びコンサルティング事業に関する知見とオペレーションが、当社が指向するサステイナビリティ経営に対して大きな推進力を与えること

- ③ 本取引の実施に伴い、リクロスエクスパンションの創業者であり地域コミュニティ共創DX型の事業、電力及び環境分野に関して豊富な知見を有する中嶋氏が当社の業務執行メンバーに加わることで、当社の業務執行の質の一層の向上と事業成長の加速に繋げられると同時に、Chapter 4以降の時間軸を見据えた経営基盤強化の効果も生み出し、持続可能な成長を担保していくことが可能となること

2. 新たな事業の内容

当社が、子会社となるリクロスエクスパンションを通じて開始する事業は、リクロスエクスパンションにおいて展開している、新しいビジネスのプロデュース、プロジェクトマネジメント、営業支援に関するノウハウ、及び社内 IT リソースの活用を特長とした地域コミュニティ貢献による共創を基盤とする電力及び環境分野での IT システム及びコンサルティング事業になります。

3. 異動する子会社（リクロスエクスパンション）の概要

(1) 名 称	株式会社リクロスエクスパンション		
(2) 所 在 地	東京都新宿区片町4番6号 ANYビル4階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中嶋崇史		
(4) 事 業 内 容	コンサルティング事業、IT システム事業、スピノオフ事業		
(5) 資 本 金	10 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	2014年4月8日		
(7) 大株主及び持株比率	中嶋崇史 (100%)		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	当該会社の代表者中嶋崇史は当社の社外取締役です。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態	(百万円)		
決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
純資産	22	24	27
総資産	277	388	349
1 株当たり純資産 (円)	112, 152	120, 587	136, 896
売上高	734	1, 167	1, 240
営業利益又は営業損失 (▲)	▲1	1	8
経常利益又は経常損失 (▲)	▲3	0	8
当期純利益	0	1	3
1 株当たり当期純利益 (円)	2, 420	8, 435	16, 309
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
(ご参考)当該会社は連結財務諸表を作成していないため、当該会社及び当該会社の子会社の個別財務数値を単純合算した業績は以下のとおりです。			
決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
純資産	14	19	4
総資産	363	663	1, 631
1 株当たり純資産 (円)	71, 778	99, 795	21, 185
売上高	827	1, 353	1, 420
営業利益又は営業損失 (▲)	0	▲2	▲14
経常利益	65	168	111
当期純利益又は当期純損失 (▲)	3	2	▲18
1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (▲) (円)	19, 323	10, 517	▲91, 110
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—

4. 株式取得の相手先の概要

(1) 氏 名	中嶋崇史
(2) 住 所	東京都渋谷区
(3) 上 場 会 社 と 当 該 個 人 の 関 係	当社の社外取締役

5. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)
(2) 取 得 株 式 数	200株 (議決権の数：200個)
(3) 取 得 価 額	当該会社の普通株式 1,656 百万円 アドバイザリー費用等 (概算額) 40 百万円 合計 (概算額) 1,696 百万円
(4) 異動後の所有株式数	200株 (議決権の数：200個) (議決権所有割合：100%)

※ 新たな事業のために特別に支出する予定額の合計額として、上記表(3)記載の合計である 1,696 百万円を見込んでおります。

6. 日 程

(1) 取 締 役 会 決 議 日	2026 年 1 月 30 日
(2) 契 約 締 結 日	2026 年 1 月 30 日
(3) 株 式 讓 渡 実 行 日	2026 年 3 月 31 日 (予定)

※ 株式譲渡実行日が、新たな事業を開始する時期となります。

7. 今後の見通し

本取引による当社の 2026 年 3 月期の連結業績に与える影響につきましては、軽微であると見込んでおります。また、2027 年 3 月期以降の連結業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

8. 本取引に係る公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置について

(1) 構造的な利益相反関係の存在

本取引は、当社が、当社社外取締役である中嶋氏から株式を取得するものであることから、利益相反取引（会社法 356 条 1 項 2 号）にあたり、役員等の関連当事者との取引に該当します。また、中嶋氏は当社の支配株主等ではないため、本取引は、当社にとって、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 441 条の 2 における「支配株主との重要な取引等」には該当いたしませんが、本取引に係る意思決定については一定の構造的な利益相反関係があり、本取引の公正性を担保する必要があると考えております。

そのため、当該取引にあたっては、当社が 2025 年 12 月 24 日に公表したコーポレートガバナンスに関する報告書でもお示ししているとおり、「会社法その他の法令にしたがって、取締役会で慎重に審議し、承認するか否かを決議して」おり、株主共同の利益に反することのないように努めていることに加え、当社は、本取引について、さらに下記（2）及び（3）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避する措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引には一定の構造的な利益相反関係があると判断していることから、公正性を担保するた

めの措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断いたしました。

当社取締役会において、本取引に関する諸条件について慎重に審議するにあたっては、取引価格の算定の公正性を担保するため、当社及び中嶋氏から独立した第三者算定機関として大手会計事務所系アドバイザーを選定し、2025年12月10日付で、リクロスエクスパンションの普通株式価値に関する株式価値算定報告書（以下「本算定書」といいます）を取得しております、また、本取引における手続の公正性を確保するため、長島・大野・常松法律事務所から法的助言を受けております。加えて、下記（3）に記載のとおり、当社並びに中嶋氏及びリクロスエクスパンションからの独立性を有する当社社外取締役5名により構成される検討委員会により本取引に関する意見を取得しております。

また、当社の取締役会における本取引に係る承認にあたっては、決議に参加した取締役の全会一致で決定しております。なお、本取引は中嶋氏による利益相反取引（会社法356条1項2号）に該当することから、会社法にしたがい、中嶋氏は本取引に関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

（3）当該取引等が株主共同の利益に反するものではないことに関する、中嶋氏及びリクロスエクスパンションと利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本取引に係る意思決定に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年10月31日、中嶋氏及びリクロスエクスパンションと利害関係のない当社の独立役員である社外取締役5名（東山茂樹氏、稻積憲氏、稻増美佳子氏、細窪政氏、小野祐司氏）により構成される検討委員会を設置し、①本取引の目的は当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であるか（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む）、②本取引の取引価格を含む取引条件は妥当であるか、③本取引における手続は公正であるか、④上記①から③をその他の事項を踏まえ、当社の取締役会が本取引の実施を決定することは当社の株主共同の利益に反するものではないかの検討を行い、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

そして、当社取締役会は、当該検討委員会から、2026年1月14日付けで、①本取引の目的は当社の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当と考えられる、②本取引の取引価格を含む取引条件は妥当と考えられる、③公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を適切に講じており手続は公正と考えられる、及び④当社の取締役会が本取引の実施を決定することは当社の株主共同の利益に反するものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められないと判断する旨の意見書を取得しております。

以上